

Kiko

ボン

気候ネットワーク

〒604-8124 京都府京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 Tel: 075-254-1011 / Fax: 075-254-1012

〒102-0083 東京都千代田区麹町2-7-3 半蔵門ウツドフィールド 2F Tel: 03-3263-9210 / Fax: 03-3263-9463

E-mail: kyoto@kiconet.org (京都) tokyo@kiconet.org (東京) URL: <http://www.kiconet.org/>

気候ネットワークは、地球温暖化対策に取り組む市民のためのネットワークです。

「Kiko」は、温暖化問題の国際交渉の状況を伝えるための会期内、会場からの通信です。

法的合意への道筋をつけよ

日本は、京都議定書反対姿勢の見直しを

昨年末、メキシコのCOP16で「カンクン合意」が採択された感動的な瞬間は、まだ記憶に新しい。しかし6月6日から始まった、ドイツのボンでの補助機関会合(SB34)と次期枠組みに関する特別作業部会会合(AWG)では、カンクン最終日に見られた熱気は見られない。本来なら「カンクン合意」を基礎に、年末の南アフリカのダーバン会議(COP17/CMP7)で2013年以降の法的枠組みに合意するためにピッチを上げるべきところだが、そんなスピード感もない。多くの国は、ダーバンで法的合意を作り上げることはもはや難しいと考え、京都議定書の第1約束期間と第2約束期間の間には空白が空いてしまうであろうと認識している。その上で、どのように少しでも前進させられるだろうかと探っているように見える。

IEA(国際エネルギー機関)は先月末、2010年の世界のエネルギー起源CO2の排出量が過去最高を記録したと報告し、気温上昇を2に抑えるのはほぼ困難になってきていると警告している。今すぐにも大胆な行動を起こし排出を減らさなければならない時に、ダーバンが、「つなぎ」程度の合意でいいはずはない。気候変動の激化が人類の命を危険にさらし、社会的混乱を招きつつあるのだ。交渉会場で、各国が妥協の精神を見せず、同じポジションを繰り返して対立を続ける堂々巡りを見ていると、落胆を隠せない。この交渉が、将来世代の未来と地球環境

の未来のための重要な任務を背負っていることを各国の政府代表にはもっと重く自覚してもらいたい。

日本も同様である。震災後、温暖化交渉の方針転換があったわけではないため、ここでも、「京都議定書の第2約束期間には反対」という立場を貫いている。これは「日本はもう国際約束として削減義務を掲げません。アメリカや中国と一緒に自主的に取り組みます」と言っているのに等しい。加えて、国内で地球温暖化対策基本法案がまだ成立しておらず、25%削減も法律に定められていないため、日本が真剣にやりますという国の方針の裏付けはないままだ。国内政策で、「義務はイヤ、自主的にやりたいの」と言い続ける産業界の姿勢と一致する。削減を着実に進めるために、高い目標を掲げることが不可欠なことは明らかなのだが、自らの削減への真剣さは見られない。

ダーバン会議では、京都議定書の今後を決めなければならない。この問題に関しては、日本・カナダ・ロシアの3カ国だけが前進を阻んでいるという構図だ。日本がこのまま強硬姿勢を変えなければ、会議全体の前進を危ぶませる。自ら大きな削減を約束するのだと言うことで、主要国を巻き込む戦略的かつ積極的アプローチも取りうるはずだ。思考停止を止め、合意へ向けた一歩を日本から踏み出さねばならない。

このタイミングで

原発 CDM を支持!?

化石賞は、環境団体の国際ネットワークCANが主催するイベントで、温暖化交渉会議で後ろ向きな発言をした際に与えられるものです。福島原発事故から3カ月の6月11日、日本政府は、国内で少なくとも6万人以上の人々(全国140箇所で開催されたうちの約半分の集計暫定値)が原発反対でデモを行っていたその日、京都メカニズムに原子力を入れるように発言をしました。今は禁止されている、温暖化対策として途上国への原発輸出ができる道をつくることを改めて支持したのです。

福島の原発事故が収まらず今でも放射能が撒き散らされている中、日本から原発が途上国の持続可能な発展に寄与すると言えるような状況では皆目ないのに、なぜこのような発言ができるのでしょうか?日本はこの日、当然のこととして、不名誉な化石賞1位を受賞しました。受賞理由は、「日本の100か所以上で原発からの脱却を求めるデモがなされている時、日本が原発をCDMに入れようとするのは信じられないことです。日本政府は国民の声に耳を傾け、従来のポジションを改めるべきです。日本は他国にCDMで原子力を使わないよう、説得できる立場にあるのです!」とされています。CANの化石賞は以下から見ることができます。

<http://www.climatenetwork.org/fossil-of-the-day>



国民が原発止めようと立ち上がったその日に、「世界で原発やりましょう」ですか…？

これまでの交渉の様子

今回の会議は、しょっぱなから、「想定外」のことが起こった。ここでは、交渉が継続している次期枠組みに関する2つの特別作業部会(AWG)が、補助機関会合(SB)と同時開催される形で開かれているが、2013年以降どうする？という話はもっぱらAWGで話し合われているため、多くの関心はそちらに集まっている。一方のSBは、定例で開催される議題に基づいて、技術的な議論を粛々と進める場であり、あまり注目されるものでもなかったのだが、初日に合意されるはずだったこの議題の採択が4日目にずれ込むという事態になったのだ。

先の4月のバンコク会議では、カンクン合意に関し、途上国側から、後退だという声や、ボリビアから賛同していないという意見が上がり、カンクン合意に盛り込まれていない論点も議論をすることが求められ、議題設定でもめて1週間の会議を終えてしまっている。

その尾を引いたのか、今回のSBIでも議題設定で、サウジアラビアやボリビアなどが意見を言い、折り合いがつくまでにほぼ4日を棒に振った結果となった。1週目は相当の時間を無駄にしたと、多くの関係者は不平を漏らしている。

【条約 LCA】

条約 LCA は、1つの合同のコンタクトグループが作られた上で、1週目の後半には議題に基づき、14のインフォーマルグループが設置され、それぞれに個別課題の作業が続いている。現在は、その下に更にサブグループなども設置され、交

渉官は複数の会議で大忙しの様子だ。

しかし、このインフォーマル会合は、基本、非公開だ。オブザーバーの参加についてNGOからも意見が多く、REDD+など、先住民の参加などが重要な課題で会合がオープンになるなど、一部公開の動きもあるが、多くは非公開のまま。NGOもどんな議論が行われているのか、追いかける状況になっている。

非公開で会議をするからには、膝を突き合わせて合意を探ろうとしているのだろうと期待したいが、漏れ聞き限りは、従来の立場を繰り返したりすることが続き、あまり大きな進展があるような話は聞こえてこない。

見えない、わからない、進まない。コペンハーゲンやカンクン前も、非公開でそんなやり方で進められ、最後にサプライズを突然示されてきた。交渉の空気が良くないと嘆く声も聞かれるが、かつてもう少し健全に議論が進んでいたのは、もっと開かれた場で、ステークホルダーの目にさらされながらの交渉だったからではないかと、疑いたくもなる。

【議定書 AWG】

議定書 AWG は、第1約束期間(～2012年)と第2約束期間との間に空白が空いてしまう問題について、どう対処するかという話がにわかに話題を呼びはじめている。暫定的に第2約束期間を適用する、第2約束期間をやることを政治合意する(が、今は最終決定しない)など。第2約束期間がなくなって一本化するという日本提案のような案はまずなさそうだが(だから政府の主張は現実味のない遠吠えでしかない)公式な交渉の場では、

オプション案などはまだ示されていない。

AOSIS やツバルなど途上国からは、第2約束期間に参加する意思がある国だけで、議定書交渉をするべきだと、日本・カナダ・ロシアをターゲットにした厳しい意見や、CDMなどの京都メカニズムは削減義務あつての制度であり、第2約束期間に参加しない国に適用されるべきではないとの考えが示されており、日本に対してのプレッシャーが高まっている。日本が第2約束期間に反対することは、国際交渉に悪影響を及ぼすだけでなく、自らが市場メカニズムへの参加資格を失うリスクもある。

ニュージーランドは、第2約束期間は移行期であり、その後には京都議定書と新枠組みを合わせた一つの包括枠組みが出来るので、京都議定書だけの第3約束期間はないとし、第2約束期間の位置づけを暫定措置として位置づけている。

政治的な議論と、技術的な議論が並行して行われている議定書 AWG では、核心に迫る議論も出てきている。

【COP17の期待】

南アフリカの COP17 議長自身が指揮を取る、ダーバン会議への期待に関する非公式協議が公開で開催された。そこで一定程度、各国がダーバンに何を期待しているのかが見えてきている。

途上国は、先進国の第2約束期間への合意を最も重視している。加えて、カンクン合意の内容を運用させていくことの重要性も唱えている。

日本やアメリカなどのアンブレラグループは、ダーバンの成果として、カンクン合意の内容を運用させることであると、主要排出国の行動の必要性を唱えている。

EU は、ダーバンパッケージの内容として、必要な削減レベルとのギャップを考慮すること、法的拘束力ある合意に向けて前進するための法的な合意点を見つけること、カンクン合意の運用、そして、2013年以降の法的な枠組みと京都議定書の第2約束期間の設置を提案している。

Kiko

SB 34 通信 No. 1

2011年6月15日発行

大久保ゆり、小野寺ゆうり、田浦健朗